

藤里町移住定住支援事業

※助成期間：令和8年4月1日～令和11年3月31日

藤里町では移住・定住を目的とした方への支援として藤里町移住定住支援事業を行っております。

【移住】在学期間を除き3年以上県外に直前まで居住した後（町内出身者も含む）、町内へ転入し、生活の本拠を置くことをいう。
ただし、就学や赴任・転勤（転職による町内及び近隣自治体企業への就職及び起業は除く）による転入は移住とみなさない。

【定住】町内在住者が町内で生活の本拠を継続して置くこと、又は県内在住者のうち、町内へ転入し生活の本拠を継続して置くことをいう。

1. お試し移住体験促進事業

該当：移住希望者

藤里町へ移住体験をした際の交通費について2/3以内(上限3万円)で助成します。

【対象要件】

- ①県外在住者で移住を希望する者であること ②藤里町の移住相談登録すること

2. 家財道具等処分支援事業

該当：移住者 定住者 所有者

空き家バンクに登録している物件の残存する家財道具等の処分・搬出に要する経費について1/2以内(上限10万円)で助成します。（1物件につき1回まで）

【対象要件】

- ①藤里町の空き家バンクに登録されている物件であること
②当該物件の所有者もしくは借受者で賃貸契約または売買契約が成立したこと（但し、借受者が申請する場合、該当物件に3年以上定住する意思があること）

3. 引っ越し支援事業

該当：移住者

引っ越し業者又は運送業者に支払う引っ越し代金について上限5万円で助成します。

【対象要件】

- ①県外から移住することを目的として町内の家屋に引っ越す者で、3年を超えて居住しようとする者

4. 住宅新築・空き家改修事業

該当：移住者 定住者 所有者

住宅を新たに建設、または空き家バンクに登録されている家屋を改修及び取得に要した経費の1/2以内で助成します。（1世帯につき1回まで）

【助成上限額】新築150万円・改修100万円・購入50万円(いずれも経費の1/2以内)

また中学生以下の子と同居の場合、1人につき10万円加算(最大5人まで)

【対象要件】

- ①40歳未満の世帯員がいる方で移住または定住を目的に住宅を新たに建築、または空き家バンクに登録されている家屋を改修または取得する者で当該物件に移住後5年（定住者は5年）を超えて居住しようとする者
②空き家バンクに登録している物件の所有者で、賃貸借契約又は売買契約が成立した者

5. 普通自動車免許取得等支援事業

該当：移住者

免許取得、及びペーパードライバー講習を受ける際に要した費用の1/2以内で助成します。

【助成上限額】免許取得15万円・ペーパードライバー講習3万円

【対象要件】

- ①町内に移住してから1年以内の者で、3年を超えて居住しようとする者

お問い合わせ先

藤里町役場 総務課 企画財政係
〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地
TEL：0185-79-2111 Mail：kikaku@town.fujisato.lg.jp



空き家や移住に
関する情報は
こちらから

◆申請に必要な書類

補助対象事業	必要書類
1.お試し移住体験促進事業	・旅費の領収書（氏名・日付・領収印等のあるもの）
2.家財道具等処分支援事業	【申請時】 ・移住対象者全員の住民票の写し ・賃貸借契約書または売買契約書の写し ・見積書の写し 【実績報告時】 ・領収書の写し ・対象物件の位置図 ・現況写真 ・所有者の承諾書 ・処分後の状況写真
3.引っ越し支援事業	【申請時】 ・移住対象者全員の住民票の写し ・領収書の写し 【実績報告時】※不要 ・対象物件の位置図
4.住宅新築・空き家改修事業	【交付申請時】 ・移住(定住)対象者全員の住民票の写し *改修実施予定箇所の現況写真 *見積書の写し（工事内訳のわかるもの） ◎対象物件購入後の登記の写し ◆売買契約書又は賃貸借契約書の写し 【実績報告時】（購入時は不要） ・入居者の住民票の写し ・領収書の写し *実施した箇所の完成後の写真 *工事請負契約書 ※印…改修時のみ *印…新築・改修時のみ ◆印…改修・購入時のみ ◎印…購入時のみ ・対象物件の位置図 ※所有者の承諾書 ◎領収書の写し
5.普通自動車免許取得等支援事業	【申請時】 ・領収書 【実績報告時】 ※不要

◆補助金の申請時期

補助対象事業	申請時期
1.お試し移住体験促進事業	移住体験終了日から20日以内
2.家財道具等処分支援事業	家財道具等を処分する日以前の日
3.引っ越し支援事業	引っ越し後20日以内
4.住宅新築・空き家改修事業	新築・改修の場合：補助対象工事の着手以前の日 購入の場合：購入後20日以内
5.普通自動車免許取得等支援事業	免許取得日（ペーパードライバー講習は講習終了日）から20日以内

◆Q&A

- Q.（家財道具等処分支援事業・住宅新築・空き家改修事業）申請前、申請後に着手して良いですか。
- A. 原則として交付決定を受けてから着手してください。また、着手後の申請は受理いたしません。
- Q.（家財道具等処分支援事業）3年以上の在住が見込まれる場合は転勤が理由でも申請可能ですか。
- A. 可能ですが、3年未満で町外へ転居する場合は補助金の返還を求める場合がございます。
- Q. 定住する期間が定められておりますが、期間内に住居を離れた場合は補助金の返還は必要ですか。
- A. 世帯員全員が転出される場合は、年数に応じて返還していただきます。なお、居住について実態のない場合は対象となりません。
- Q. 親族の家を改修することは可能ですか。
- A. 空き家バンクに登録している物件であっても、所有者と申請者が3親等以内の場合は該当しません。
- Q. ほかの補助金と併用して申請することは可能ですか。
- A. 他の制度がある場合は、他の補助等の活用を優先させてください。この制度による補助金の額から他の制度による補助金等の額を差し引いた額を申請できます。

